

《ステップ8》 H25年度その他の相続税等の改正

H25年度改正は課税ベースの拡大と富裕層の課税強化とも受けとることのできる改正ですが、一方では、減税となる見直しも行われています。

■未成年者控除・障害者控除の引き上げ（H27.1.1～）

両控除ともに相続人を対象とした税額控除ですが、控除額の基礎となる金額が6万円から10万円（特別障害者12万円から20万円）に引き上げられています。

（計算式）

- ・未成年者控除

10万円（改正前6万円）×20歳に達するまでの年数

- ・障害者控除

10万円（改正前6万円）×85歳に達するまでの年数

特別障害者の場合

20万円（改正前12万円）×85歳に達するまでの年数

■小規模宅地等について相続税の課税価格の計算の特例の見直し（H27.1.1～）

まず、基本的な特例の内容ですが、被相続人等が居住用あるいは事業用としていた宅地については、一定の要件の下、限度面積までの部分（＝「小規模宅地等」）は評価額の80%もしくは50%を減額できるというものです。

今般、次のように改正されています。

- ・「居住用宅地の適用対象面積の見直し」

（改正前） 上限 240 m² ⇒ 『改正後』 上限 330 m²

- ・「居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積の拡大」

限定的に併用が認められていましたが、完全併用に適用が拡大されます（貸付用は除かれます）。

（改正前） 限定併用

居住用： 240 m²

事業用： 400 m²

⇒繰入れにより最大 400 m²

『改正後』 完全併用

居住用： 330 m²

事業用： 400 m²

⇒完全併用により最大 730 m²

*【居住用宅地】については、H26.1.1より適用要件の緩和も図られています。例えば、2世帯住宅については、住宅内部で行き来ができるか否かにかかわらず、同居しているものとして特例の適用ができるようになっていきます。

●贈与税の見直しと非課税措置の創設

相続税が増税となれば、高齢者の方は、生前のうちに、次世代へ資産を移転したいところです。ここに、現下の経済情勢と相まって、若年世代の消費拡大を通じて経済の活性化を図る観点から、贈与税が見直し(課税の緩和)されています。

■贈与税率構造の緩和(暦年課税：基礎控除110万円適用分)

(H27.1.1～)

最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で子や孫等(直系卑属)が受贈者となる場合の税率構造が緩和されています。

つまり、改正後の贈与税の税率は受贈者が『直系卑属』の場合と「直系卑属以外(一般)」の場合とで、税率が異なることとなり、双方に共通して最高税率は50%から55%に引き上げられるものの、『直系卑属』が受贈した場合においては、受贈財産が300万円を超え、3000万円以下の範囲内では、税率が引き下げられています。

■相続時精算課税制度の対象者の見直し（H27.1.1～）

相続税精算課税制度とは？

贈与者から贈与を受けた財産について、2500万円までは、贈与時の贈与税は非課税（2500万円を超える部分については、20%の税率で贈与税が課税）とされ、その贈与者がお亡くなりになった場合には、その贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額を合算して、相続税として精算（納税した贈与税額がある場合には相続税から控除、控除しきれなかった税額が還付）する制度で、暦年課税制度との選択適用となります。

・対象者の見直し

（改正前）

受贈者：20歳以上の推定相続人

贈与者：65歳以上の方

『改正後』



受贈者：20歳以上の推定相続人及び孫

贈与者：60歳以上の方

*年齢は贈与の年の1月1日現在のものです。

■教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

(平成25年4月1日から平成27年12月31日まで)

すでに、運用は開始されています。現在のところ、平成27年末までの措置となっておりますので、ご注意ください。

○制度の概要

高齢者が保有する資産を若手世代に移転させるとともに、教育・人材育成をサポートするために、子や孫に対する教育資金の一括贈与に係る贈与税について、それぞれの子・孫ごとに1500万円までを非課税とする措置です。

具体的には・・・、

- ・ 30歳未満の個人（「受贈者」）が
- ・ 教育資金に充てるため、
- ・ この制度を取扱う金融機関等との一定の契約に基づき
- ・ 受贈者の直系尊属（祖父母など）から
- ・ 例えば、書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入した場合（「教育資金口座の開設」）には、

- ・その金銭の価額のうち、1500万円までは、
- ・金融機関等の営業所を経由して「教育資金非課税申告書」を提出することにより、



贈与税が非課税となります。

◎ポイント

- ・「教育資金非課税申告書」は受贈者が既に金融機関等に提出している場合には提出できません。
- ・教育資金の支払いに充てた金銭に係る領収書等を一定の期限までに教育資金口座を開設した金融機関等に提出する必要があります。

- ・『教育資金』の支払いとは？ その1

学校等（義務教育に限定されていません）に対して直接支払われるものであれば、入学金、授業料、入園料等
や学用品の購入費、修学旅行費、学校給食費など学校等
における教育に伴って必要な経費をいいます。

⇒直接支払われない「下宿代」等は含まれないこととなります。

・『教育資金』の支払いとは？ その2

学校等以外の者に教育に関するサービス等の対価として直接支払われるもの、例えば、学習塾、そろばん塾、予備校や、スポーツ（水泳、野球、サッカー等）又は文化芸術活動（絵画、ピアノ等）の指導への対価及び必要な物品の購入費用等をいいます。

→500万円が限度です。



前記その1、その2に掲げた金銭で・・・、
合計1500万を限度として非課税の措置を受けることが可能です。

・教育資金口座に係る契約の終了 《重要》

- (1) 受贈者が30歳に達したこと
- (2) 受贈者が死亡したこと
- (3) 口座等の残高がゼロになり、かつ、教育資金口座に係る契約を終了させる合意があったこと



上記（１）、（３）の場合に限って

$$\boxed{\text{非課税拠出額} - \text{教育資金支出額} = \text{残額あり}}$$

上記算式の残額について、「贈与者」もしくは贈与者がすでに死亡している場合は「個人」からの贈与によって取得したものとみなされ、上記の契約の終了の属する年分で贈与税の申告（納税）が必要になります。

・贈与者の死亡の場合

上記の契約が終了する前に贈与者が死亡しても、受贈者は契約の終了時以外で贈与税の申告の必要はありません。

また、贈与者の相続税の課税価格の計算においても、いわゆる「相続開始前３年内の贈与加算」の必要はありません。

（まとめ）

この制度は、あくまでも、将来に必要な教育資金を予測

した上で、教育資金に充てることを目的に、あらかじめ一括で金銭を贈与した場合に設けられた非課税措置です。

従来から、社会通念上相当と認められる教育資金については、扶養義務者が、支払に必要な都度、必要な金銭を贈与し、受贈者が実際にその支払いに充てる場合は、もちろん非課税ですので、新非課税措置を活用の際にはこのことも考慮した方がよさそうです。